一般社団法人 山梨県歯科医師会

**雇 用 契 約 書（雇用主用）**

令和　　　年　　月　　日

　　　　　　　 所在地

　雇用主（甲）　医院名

　　　　　　　　院　長　　　　　　　　　　　　　　　印

　勤務者（乙）　現住所

　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

１．雇用期間

（１）雇用期間の定めはありません。但し、採用日後　 ヶ月を試用期間とし、甲は乙の適正、能力健康状態について観察します。その結果、本採用としがたい理由のあるときは採用を取消します。

（２）雇用期間を定めます。

　　　　平成　　年　　月　　日から

　　　　平成　　年　　月　　日まで

２．就業開始の日

　　　　平成　　年　　月　　日

３．次の労働条件によって、あなたを職員として採用します。

（１）就業場所　　　　　　　　　　　　歯科医院

（２）仕事内容　　歯科衛生士業務・歯科助手業務

（３）勤務時間　　午前（午後）　　時　　　分～午前（午後）　　時　　　分

　　　（但し、業務の都合により、始業・終業時刻を繰り上げたり繰り下げたりすることがあります。）

（４）休憩時間　　午前（午後）　　時　　　分～午前（午後）　　時　　　分

（５）休　　日　　日曜日　祝祭日

　　　　　　　　　　　　曜日（但し、その週に国民の祝日があるときは出勤とする）

　　　夏季休暇　　　　月　　日～　　月　　日

　　　年末年始　　　　月　　日～　　月　　日

（６）所定外勤務等　　業務の都合により、所定外勤務または休日勤務を命令することがあります。

（７）年次有給休暇　　６ヶ月間継続勤務し、出勤率が８割以上の時、労働基準法の規定に基づき年次有給休暇を付与します。

（８）賃　　金　　①基本給　　Ａ．月　　給　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ．時 間 給　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　②諸手当　　Ａ．通勤手当　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ．　　手当　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　Ｃ．　　手当　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　③締切日　　毎月　　　日締め切り

　　　　　　　　　④支払日　　毎月　　　日

　　　　　　　　　⑤昇降給　　基本給について、年１回　　月、本人の能力・勤務成績を考慮し賃金改定を行います。（但し医院の業績の著しい低下、その他やむを得ない事由がある場合には昇給を見送ります。）

（９）賞　　与　　毎年　　月及び　　月

　　　　　　　　　　①支給日に在籍し算定期間の80％以上出勤したときに支給します。

　　　　　　　　　　②医院の業績の著しい低下、その他やむを得ない事由がある場合には支給期間を延長

し、又は減給する事がある。

　　　　　　　　　算定期間　　夏季　　月　　日～　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　年末　　月　　日～　　月　　日

（10）退 職 金　　有・無

（11）定　　年　　年齢60歳をもって自然退職とします。ただし、本人が希望する場合は65歳まで

　　　　　　　　　再雇用します。(雇用契約は１年ごとの更新とする)

一般社団法人 山梨県歯科医師会

**雇 用 契 約 書（勤務者用）**

令和　　　年　　月　　日

　　　　　　　 所在地

　雇用主（甲）　医院名

　　　　　　　　院　長　　　　　　　　　　　　　　　印

　勤務者（乙）　現住所

　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

１．雇用期間

（１）雇用期間の定めはありません。但し、採用日後　 ヶ月を試用期間とし、甲は乙の適正、能力健康状態について観察します。その結果、本採用としがたい理由のあるときは採用を取消します。

（２）雇用期間を定めます。

　　　　平成　　年　　月　　日から

　　　　平成　　年　　月　　日まで

２．就業開始の日

　　　　平成　　年　　月　　日

３．次の労働条件によって、あなたを職員として採用します。

（１）就業場所　　　　　　　　　　　　歯科医院

（２）仕事内容　　歯科衛生士業務・歯科助手業務

（３）勤務時間　　午前（午後）　　時　　　分～午前（午後）　　時　　　分

　　　（但し、業務の都合により、始業・終業時刻を繰り上げたり繰り下げたりすることがあります。）

（４）休憩時間　　午前（午後）　　時　　　分～午前（午後）　　時　　　分

（５）休　　日　　日曜日　祝祭日

　　　　　　　　　　　　曜日（但し、その週に国民の祝日があるときは出勤とする）

　　　夏季休暇　　　　月　　日～　　月　　日

　　　年末年始　　　　月　　日～　　月　　日

（６）所定外勤務等　　業務の都合により、所定外勤務または休日勤務を命令することがあります。

（７）年次有給休暇　　６ヶ月間継続勤務し、出勤率が８割以上の時、労働基準法の規定に基づき年次有給休暇を付与します。

（８）賃　　金　　①基本給　　Ａ．月　　給　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ．時 間 給　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　②諸手当　　Ａ．通勤手当　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ．　　手当　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　Ｃ．　　手当　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　③締切日　　毎月　　　日締め切り

　　　　　　　　　④支払日　　毎月　　　日

　　　　　　　　　⑤昇降給　　基本給について、年１回　　月、本人の能力・勤務成績を考慮し賃金改定を行います。（但し医院の業績の著しい低下、その他やむを得ない事由がある場合には昇給を見送ります。）

（９）賞　　与　　毎年　　月及び　　月

　　　　　　　　　　①支給日に在籍し算定期間の80％以上出勤したときに支給します。

　　　　　　　　　　②医院の業績の著しい低下、その他やむを得ない事由がある場合には支給期間を延長

し、又は減給する事がある。

　　　　　　　　　算定期間　　夏季　　月　　日～　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　年末　　月　　日～　　月　　日

（10）退 職 金　　有・無

（11）定　　年　　年齢60歳をもって自然退職とします。ただし、本人が希望する場合は65歳まで

　　　　　　　　　再雇用します。(雇用契約は１年ごとの更新とする)